

取扱いの趣旨

ビグアナイド薬は、重度の腎機能障害のある患者や透析患者等特定の背景を有する患者には投与しないこととされており、重大な転帰を招く可能性が高く、医学的に相対的有用性は低いことから、原則として認められない。

支払基金が公表している取扱いの全文

【投薬】

《令和7年5月30日》

547 ビグアナイド薬（糖尿病性腎症（4期以上）等）の算定について

○ 取扱い

① 適応傷病名と次の傷病名がある患者に対するビグアナイド薬の算定は、原則として認められない。

- | | | |
|------------------|---------|----------|
| (1) 糖尿病性腎症（4期以上） | (2) 肝不全 | (3) 肝性脳症 |
|------------------|---------|----------|

② 適応傷病名と次の傷病名がある患者に対するビグアナイド薬の算定は、原則として認められる。

- | | | | |
|--------------|-----------|---------|----------|
| (1) 腎機能障害 | (2) 慢性腎臓病 | (3) 心不全 | (4) 心筋梗塞 |
| (5) 心疾患 | (6) 肝機能障害 | (7) 脂肪肝 | (8) 慢性肝炎 |
| (9) 慢性非活動性肝炎 | (10) 肝癌 | | |

○ 取扱いを作成した根拠等

ビグアナイド薬のメトグルコ錠は、添付文書の禁忌に「重度の腎機能障害（eGFR 30mL/min/1.73m²未満）のある患者又は透析患者（腹膜透析を含む）、重度の肝機能障害のある患者」は「乳酸アシドーシスを起こしやすい」旨、また、警告に「重篤な乳酸アシドーシスを起こすことがあり、死亡に至った例も報告されている」旨述べられており、結果として、特定の背景を有する患者に関する注意に「投与しないこと」と記載されている。

上記①の患者に対する当該医薬品の投与は、その記載内容より重大な転帰を招く可能性が高く、医学的に相対的有用性は低いと考えられる。一方、上記②の患者については、警告に「腎機能障害や肝機能障害のある患者」に「投与する場合には定期的に腎機能や肝機能を確認するなど慎重に投与すること」と記載されており、患者の状態を確認し慎重に投与した場合には、効果的な臨床使用を妨げることはないと考えられる。

以上のことから、上記①の患者に対するビグアナイド薬の算定は原則として認められないが、上記②の患者に対する当該医薬品は原則として認められると判断した。

グラフの見方

1 棒グラフ(該当レセプトの審査結果)

当該事例の取扱いの対象となる診療行為（医薬品、特定器材）を算定している目視対象レセプト

1万件当たり、取扱いの趣旨に該当するレセプト件数

2 折れ線グラフ

取扱いの趣旨に該当するレセプトのうち、
査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】審査の結果

査定	返戻	: 取扱いどおり
請求どおり 職員	請求どおり 審査委員	: 検証が必要

審査結果の概要

➤ 全国の査定・返戻割合 73.09%

➤ 検証対象都道府県 39

検証観点	都道府県※	備考
査定・返戻割合が低い	佐賀、鳥取、滋賀、秋田、新潟、岩手、茨城、沖縄、奈良、宮城、三重、埼玉、鹿児島、和歌山、高知、青森	査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員	鳥取、岡山、広島、滋賀、奈良、愛知、大阪、東京	対象1万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員	鳥取、新潟、秋田、滋賀、山口、茨城、沖縄、高知、広島、埼玉、和歌山、鹿児島、徳島、北海道、山梨、香川	//

※検証対象都道府県が16を超えたため、16都道府県を限度に表記している

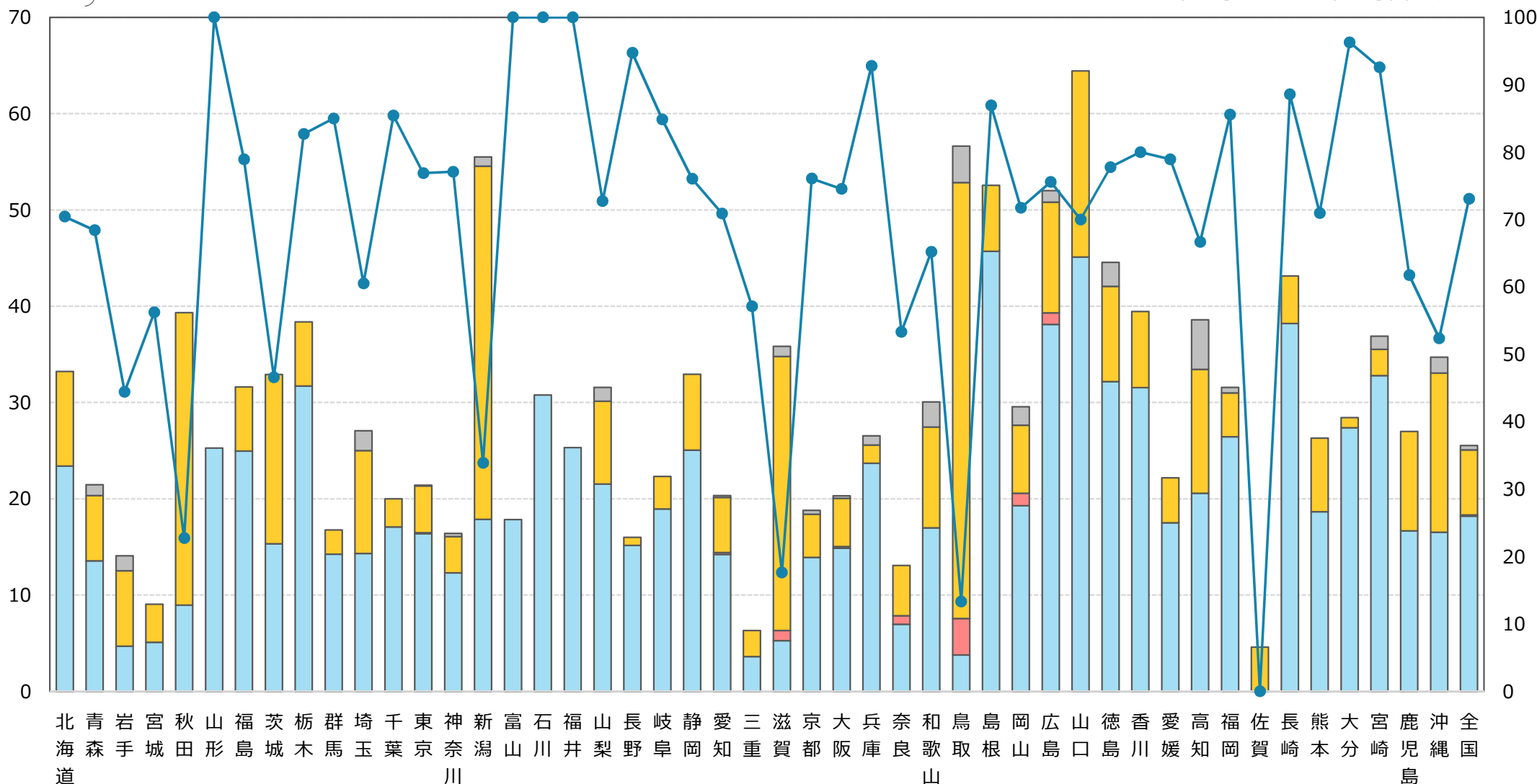
該当件数（全国）	【条件】	2,445件
取扱いに基づく審査	査定・返戻の計	1,787件
検証を必要とする審査	請求どおり	658件

目視1万件当たり
該当件数

■ 査定 ■ 請求どおり・職員 ■ 請求どおり・審査委員 ■ 返戻 ● 査定・返戻割合（右軸）

2026年2月～2026年7月審査分

(%)



該当件数	186	19	9	16	22	12	38	73	52	20	119	103	251	96	59	10	25	12	22	19	33	71	103	7	34	46	220	139	15	23	15	23	46	86	40	18	20	19	15	111	2	35	31	27	27	34	42	2,445
請求どおり件数	55	6	5	7	17	0	8	39	9	3	47	15	58	22	39	0	0	0	6	1	5	17	30	3	28	11	56	10	7	8	13	3	13	21	12	4	4	4	5	16	2	4	9	1	2	13	20	658

【該当件数】 取扱いの趣旨に該当したレセプト件数